

質問書に対する回答

件名) 第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 5. 関連施設とその関係	道路関係の規制については、道路管理者および神奈川県警関係部署との協議が発注者の方で済んでおり、受注者としては、必要な届出等を行うという考えでよろしいでしょうか。	道路関係の規制に要する内容は予め確認しております。なお、道路法第77条に基づく道路使用等施工に係る詳細な計画については、契約締結後貴社による届出等となります。
2	特記仕様書 5. 関連施設とその関係	河川関係については、河川管理者との協議が発注者の方で済んでおり、受注者としては、必要な届出等を行うという考えでよろしいでしょうか。	河川関係に要する内容は予め確認しております。なお、施工に係る詳細な計画については、契約締結後貴社による届出等となります。
3	特記仕様書 5. 関連施設とその関係	多摩川河川敷の工事車両進入路や施工箇所付近のヤード使用方法等について、河川管理者との協議における使用条件および施工条件等をご教示願います。	工事車両進入路は設計図117/117位置図に示すとおりです。また、ヤードの使用方法等については、特記仕様書5. 関連施設その他との関係(3)河川関係に示すとおりです。敷地については、高架下の敷地は使用可能とお考えください。
4	特記仕様書 5. 関連施設とその関係	電力、通信、ガス及び自転車等保管場所については、管理者との協議が発注者の方で済んでおり、受注者としては、必要な届出等を行うという考えでよろしいでしょうか。	予め確認しておりますが、施工に係る詳細な計画については、契約締結後貴社による届出等となります。

質問書に対する回答

件名) 第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

5	特記仕様書 5. 関連施設とその関係	川崎高架橋、川崎IC橋及び多摩川橋のそれぞれの施工において、資材の仮置き場として使用可能な桁下等のヤードをご教示願います。	工事用地としての敷地は高架下を使用可能とお考えください。その他については、別途協議して決定することとします。
6	特記仕様書 7. 関連工事に関する事項	関連工事との調整や協議により、施工方法等の変更が生じた場合は、これらに要する費用は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	関連工事との調整や協議により、条件変更に該当する場合は設計変更の対象となります。
7	特記仕様書 11-3 汚濁水処理	WJ工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、どこへ放流することをお考えでしょうか。下水道へ放流する場合は費用が発生しますが、この場合の費用は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	WJ工法により生じる処理水の放流は、関連法令に基づき貴社の施工計画に基づきお考えください。
8	特記仕様書 11-4 環境保全に関する費用	汚濁水処理工に要する費用以外については、別途支払は行わないとの記載がありますが、汚濁水処理工に要する費用は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書12-1(2)に示すとおり建設汚泥の処理に要する費用は、別途協議するものします。

質問書に対する回答

件名) 第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

9	特記仕様書 17-3-3 断面修復工	(4) 施工において、「WJ工法によるはつり処理は、水道水を使用すること」との記載がありますが、水道水の使用可能な箇所についてご教示願います。また、水道水の使用に係る費用は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	水道水の調達方法は貴社の計画に基づきお考えください。また、水道水に係る費用は関連する単価に含みます。
10	特記仕様書 17-3-4 コンクリート表面処理工	「固定足場上」もしくは「移動足場上」の種別について記載がありませんが、区分内容については、「はく落防止対策工」と同じというお考えでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
11	特記仕様書 17-3-4 コンクリート表面処理工	17-3-4-1の施工において、「WJ工法による表面処理工は、水道水を使用すること」との記載がありますが、水道水の使用可能な箇所についてご教示願います。また、水道水の使用に係る費用は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	水道水の調達方法は貴社の計画に基づきお考えください。また、水道水に係る費用は関連する単価に含みます。
12	特記仕様書 17-8 はく落防止網撤去工	はく落防止網の撤去時期はいつをお考えでしょうか。足場設置前に先行して撤去することは可能でしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。

質問書に対する回答

件名) 第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

13	特記仕様書 17-9 排水管撤去設置工	排水管撤去設置工において、排水管の撤去後、再設置するまでの間の仮排水の措置をお考えでしょうか。必要に応じて設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	仮排水の措置に必要な費用は、関連する単価項目に含むものとし貴社の施工計画に基づきお考えください。
14	特記仕様書 17-10 立入防止柵撤去設置工	立入防止柵撤去設置工において、立入防止柵の撤去後、再設置するまでの間の関係者以外の進入防止措置をお考えでしょうか。必要に応じて設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	関係者以外の進入防止措置は共通仕様1-25-1及び特記仕様書10-1-7に示すとおりであり、必要な費用は共通仕様書1-25-1(7)に示すとおり諸経費に含みます。
15	特記仕様書 17-14 図面作成	図面作成にあたり、貸与いただける点検結果資料はCADデータと考えてよろしいでしょうか。	図面関係はCADデータとなります。
16	設計図 55/117	川崎高架橋P49～P50下り線の平面図に記載の「断面修復工」の位置1と位置3は、「A-2（夜）」の誤りでしょうか。	設計図55/117川崎高架橋P49～P50下り線の数量表に示すとおり「A-2（夜）」とお考えください。

質問書に対する回答

件名）第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

17	特記仕様書P20「はく落防止対策工」	連続繊維シート接着工は、「土木工事積算基準6-4」で作業区分が「BOX内空または床版下面」と「床版張出し（壁高欄含む）、橋脚等」に分類されています。今回各々の数量が図面に記載ありません。又図面から数量を算出するにも寸法記載がない部分があり、数量を算出することができません。数量計算書の提示をお願いします。	設計図面に基づきお考えください。
18	特記仕様書P21「交通規制工」 図面94//117	図面94/117の川崎高架橋規制図(2)は、単価項目「路肩規制 I × 1 (夜)」のうち上り線54回に該当すると思われます。「土木工事積算基準5-1～5-7」における条件選択をするうえで、規制延長は図面に規制延長の記載がありませんが、1km以下で、標識設置撤去は無しで考えてよいかご教示ください。	積算に関することはお答えできません。なお、設計図面に基づきお考えください。
19	特記仕様書P22「交通保安要員」	交通監視員A(夜)及び交通誘導警備員A(夜)、交通誘導警備員B(夜)の配置時間が22:00～翌4:00と記載がありますが、作業時間は6時間として設計労務単価(人・h)を乗じた金額と考えればよいのかご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
20	特記仕様書P22「交通保安要員」	川崎市道千年線(一般部)及び川崎市道千年線(交差点部)は交代要員1名配置の記載があります。交代要員有りの場合の交通誘導警備員B、交通誘導警備員B(夜)のそれぞれ総数をご提示願います。	数量総括表に示す数量は交代要員を含む数量です。

質問書に対する回答

件名) 第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

21	特記仕様書P24「排水管撤去設置工」	排水管撤去設置工は、施工をする上で足場は必要になると考えてますが、割掛け対象表の移動足場工費、吊足場工費の対象になっていません。施工上必要な足場についてどのようにお考えかご教示ください。	割掛け対象表に示す割掛け先契約単価項目は、主要な単価項目に計上しているものです。貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。
22	特記仕様書P24「排水管撤去設置工」	排水管撤去設置工は、土木工事積算基準P32-12「耐震補強工の排水管撤去設置工」の歩掛による積算でよいのかご教示ください。	積算に関することはお答えできません。貴社の施工計画に基づき計上してください。
23	特記仕様書P19「コンクリート表面処理工」 特記仕様書P20「はく落防止対策工」	夜間施工については、夜間交通規制が伴い作業時間は21：00～5：00で規制時間を除いた実作業時間は6時間となります。コンクリート表面処理工(夜)及びはく落防止対策工(夜)について土木工事積算基準により積算した場合、8時間作業としての歩掛を6時間作業として補正する必要があるのかご教示ください。	積算に関することはお答えできません。貴社の施工計画に基づき計上してください。
24	特記仕様書P25「立入防止柵撤去設置工」 図面82/117	立入防止柵撤去設置は、土木工事積算基準P20-20「交通安全・管理施設工の立入防止柵工」の歩掛により、1箇所当たり8mでのとしての積算でよいのかご教示ください。	積算に関することはお答えできません。貴社の施工計画に基づき計上してください。

質問書に対する回答

件名) 第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

25	特記仕様書P26「防護柵撤去設置工」 図面82/117	防護柵撤去設置「Gr-C-2E」は、土木工事積算基準P20-1「交通安全・管理施設工の防護柵工」に該当する歩掛けがありません。積算は見積対応されているのかご教示ください。	積算に関することはお答えできません。貴社の施工計画に基づき計上してください。
----	--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------